

営業時間短縮にご協力いただいた事業者の皆様

「愛知県感染防止対策協力金」の申請期間終了後の
特例受付についてお知らせします。

概要

「愛知県感染防止対策協力金」について、県の営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者のうち、期間内に申請を行えなかった方を対象に、特例で申請を受け付けます。

受付期間：2021年4月15日(木)～5月17日(月)【当日消印有効】

対象の協力金

No.	協力金名・要請期間	対象地域	受付期間
I	愛知県感染防止対策協力金 (11/29～12/17実施分)	名古屋市 栄・錦地区の一部	2021年4月15日(木) ～ 2021年5月17日(月)
II	愛知県感染防止対策協力金 (12/18～1/11実施分)	県内全域	
III	愛知県感染防止対策協力金 (1/12～2/7実施分)	県内全域	

※ 過去に申請したことがある方は、交付・不交付に関わらず、その期間の協力金については、今回申請できません。(店舗や日数の追加も認められません。)

※ 2020年4月、8月実施分の協力金は、特例受付の対象外ですので、今回申請できません。

お問合せ先

詳細は、県のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryokukin-tokurei2104.html>

コールセンター

052-228-7310

午前9時～午後5時(土日祝日を含む毎日)



 **愛知県**